

4K 外付けチューナーレンタルサービス利用規約

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます)は、4K 衛星放送対応外付けチューナー(以下「4K チューナー」といいます)のレンタルサービス(以下「本サービス」といいます)を、この 4K 外付けチューナーレンタルサービス利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき提供します。なお、本サービスは、4K チューナーのみをレンタルするものであり、CATVシステムを利用した電気通信サービスを含むその他のサービス(以下「当社サービス」といいます)の提供を行うものではありません。

第1条(規約の適用)

当社は、本規約により、本サービスを提供します。

2. 当社が別に定める各種約款(以下「個別約款」といいます。)と本規約との内容が異なる場合には、本規約が個別約款に優先して適用されるものとします。

第2条(契約の成立)

本サービスの利用希望者(以下「申込者」といいます)が、当社所定の書面等により利用申し込みを行い、当社がその利用申し込みを承諾したときに、当社と申込者との間で、本サービスの提供に関する契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。

2. 本規約は、当社と本契約を締結した本サービスの利用者(以下「利用者」といいます)との間の、本サービスの利用に係る一切の關係に適用されます。

3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、利用申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者がサービスに係わる料金の支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
- (3) その他、サービスを行う上で当社の業務遂行上、著しく支障がある場合もしくは当社が不適切と判断した場合。

第3条(利用者の義務)

利用者は、次に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの申し込みの際には、利用者の責のもと 4K 衛星放送が受信可能か確認を実施すること。
- (2) 本サービスの利用の際には、当社が別途定める取扱説明書を遵守すること。
- (3) 4K チューナーを使用上の注意事項を遵守して維持管理すること。
- (4) 4K チューナーを変更し、分解し、損壊し、又は第三者に対する譲渡・転貸・担保設定その他一切の処分をしないこと。
- (5) 利用者の故意または過失により破損または紛失した場合、別に定める機器損害金を当社に支払うこと。
- (6) 登録している情報(住所等)を変更する場合、変更の届出を行うこと。
- (7) 当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力すること。

第4条(契約期間)

本サービスの開始月は、申込者が当社の定める所定の手続きによる申込みを完了し、当社がこれを承諾して機器等を引き渡した日の属する月とします。

2. 本契約終了月は、利用者が当社の定める所定の手続きにより本契約終了の申し出を行い、当社がこれを受け付けた日の属する月とします。

第5条(最低利用期間)

本サービスには、1 か月間の最低利用期間があります。

2. 利用者は、本サービス提供を開始した日の属する月内に解約もしくは本契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに1 か月分の月額利用料を支払うものとします。

第6条(料金の適応)

本サービスに係る月額利用料及びその他の料金(以下「利用料」といいます)は、料金表のとおりとします。利用者は、利用料について、所定の支払期日までに支払うものとします。

2. 利用料は、当社が指定する方法により、支払うものとします。なお、当社サービスの契約を締結している場合、その支払い方法に準じます。

3. 当社は、原則として利用者に対し請求書及び領収書の発行はしないものとします。

4. 当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7条(解約)

利用者は本契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに所定の用紙により当社に届け出るものとします。

2. 利用者は、料金表に定める月額利用料を、当該解約の日の属する月までの分を支払うものとします。

3. 解約の場合、利用者は4Kチューナーを返却し、その返却費用を負担するものとします。

4. 利用者は、解約を希望する日の翌日から30日以内(ただし、第8条(解除)に基づき本契約が解除・解約された場合は当社が別途指定する期日までとします。)に4Kチューナーを当社に返却しない場合は、料金表の定めにより機器損害金を支払うものとします。

6. 本契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた利用者の責任及び義務は失効しないものとします。

第8条(解除)

当社は、利用者に次の各号の一に定める事由が生じたときは、利用者に対する催告その他の手続きを行うことなく、本契約を解除することができるものとします。この場合、利用者は直ちに4Kチューナーを当社に対して返却するものとし、当社は利用料の返還を行わないものとします。

(1) 本規約に定める各条項の一に違反したとき。

(2) 本契約の申込みにあたって、当社所定の申込書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 支払いの停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたと

き、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき、その他利用者の信用状態に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難と当社が判断したとき。

(4) 利用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、及び加入者が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合。

(5) 前各号に類する事由が生じたとき。

2. 当社は、利用者に、30日前までに書面にて通知することにより本契約を解約できるものとします。

3. 本条に基づいて本契約が解除・解約された場合、利用者は当社が別途指定する期日までに 4K チューナーを当社に返却するものとし、その返却費用は利用者が負担するものとします。利用者が上記期間内に 4K チューナーを返却しない場合は、利用者は料金表の定めにより機器損害金を支払うものとします。

4. 本条により契約解除・解約となった場合、利用者に不利益、損害が生ずることがあっても、当社は何ら責任を負わないものとします。

第9条(免責事項)

当社は、第8条(解除)に基づく解除・解約を理由とする利用料金の支払拒絶、又は損害賠償の請求には応じません。

2. 利用者は本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。

3. 利用者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第10条(消費税)

利用者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第11条(延滞処理)

利用者は料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、年利14.6%の割合による延滞金を当社に支払うものとします。

第12条(4K チューナーの盗難、紛失、き損)

利用者は、4K チューナーの引渡しを受けてから返却するまでの間に、盗難、紛失又はき損(以下「盗難等」といいます)が発生したときは直ちに当社に対しその旨を通知するものとし、この場合、利用者は、料金表に定める機器損害金を支払うものとします。ただし、き損の場合で修理により原状回復が可能な場合、別表の定めに関わらず、機器の修理代金相当額をもって賠償金とすることとします。

2. 利用者は、機器等の代替品の提供によって機器損害金の支払いに代えることができないものとします。

第13条(担保責任の範囲)

契約期間中に利用者の責に帰さない事由により生じた当社が認めた4Kチューナーの故障については、当社が故障修理又は取替えを行うこととします。

第14条(損害賠償)

本サービスは4Kチューナーを提供するものであり、4K衛星放送の受信状況については、いかなる保証も行わないものとし、それより発生した損害の賠償には応じません。

2. 当社は、本サービスの利用若しくは利用できなかったことにより発生した利用者の損害、又は、本サービスの利用若しくは利用できなかったことにより利用者と第三者との間に生じた利用者若しくは第三者の損害については、本規約で明示的に定めるもの以外にはいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第15条(名義変更)

利用者は、当社の事前の承諾を得ない限り、本契約に係る名義変更(本契約上の利用者の地位を第三者に譲渡することをいい、以下同様とします)を行うことができません。

2. 利用者が前項の規定に基づき名義変更を行う場合は、名義変更前の利用者が本契約上有していた一切の権利及び義務(名義変更前に発生した料金の支払義務を含みます)を承継するものとします。

3. 名義変更の際、工事又は調整が必要な場合は新利用者がその実費を負担するものとします。

第16条(禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたって、犯罪行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社の業務に支障をきたす一切の行為を行わないものとします。

第17条(利用者の個人情報の取扱い)

当社は利用者の個人情報について、当社が別に定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取扱うものとします。

第18条(個人情報の匿名化)

当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

第19条(準拠法及び合意管轄)

この規約は日本国国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争については名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(規約の変更)

当社は本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第21条(定めなき事項)

本規約に定めなき事項が発生した場合には双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第22条(提供するサービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって本契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

2. 当社は、前項の場合には、利用者に対し本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

3. 当社は、都合により料金表に定めるサービス品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、利用者は別のサービス品目へ変更を請求することができるものとします。請求を行わなかった利用者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または本契約を解除するものとします。

4. 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する利用者に対し当該サービス品目を廃止する日の3か月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

附則

本規約は、平成30年12月1日より施行します。

附則

本改定規約は、令和3年4月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

- (1) 利用者は、利用者が支払うべき当社の工事費、利用料金等を、利用者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- (2) 利用者は、利用者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また当社が、利用者が届け出たクレジットカードの発行元の指示により、利用者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- (3) 利用者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- (4) 当社は、利用者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、利用者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または利用者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本契約を解除できるものとします。

料金表

(利用料金)

項目		利用料金
1. 月額利用料	録画機能無し	1,100 円(税込)
	録画機能有り(外付け HDD1TB 付)※1	220 円(税込)
	録画機能有り(外付け HDD2TB 付)	1,320 円(税込)
2. 機器損害金	録画機能無し	33,000 円(税込)
	録画機能有り(外付け HDD1TB 付)※1	44,000 円(税込)
	録画機能有り(外付け HDD2TB 付)	44,000 円(税込)
3. 故障点検・補修費		実費 ※2
4. 工事費		実費 ※2

(※1)録画機能有り(外付け HDD1TB 付)は当社が提供する多チャンネル放送サービスに加入し、ケーブルプラス STB を利用している加入者向けに専用メニューとなります。

(※2)実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。